



平成 30 年 4 月 13 日

各 位

会社名 株式会社スーパーバリュー
 代表者名 代表取締役執行役員社長 岸本圭司
 (コード番号 3094 東証 JASDAQ)
 問合せ先 常務取締役執行役員 中谷圭一
 電話番号 048-778-3222(代)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 4 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 30 年 5 月 22 日開催予定の第 22 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

(1) 目的の変更

当社の事業に即し、事業目的の明確化・多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）の追加・一部変更をするものであります。

(2) 公告方法

公告方法について、周知性の向上及び公告手続きの合理化をはかるため当社の公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。

(3) 損害賠償責任の一部免除

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）において、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるように、定款第 26 条（損害賠償責任の一部免除）の規定を変更するものであります。なお、本条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第 2 条 1～10(条文省略)	第 2 条 1～10(現行どおり)
(新設)	<u>11. 古物の買取及び販売</u>
(新設)	<u>12. 海外商取引の代理及び輸出入業</u>
(新設)	<u>13. インターネットによるショッピングモールの開設及び運営</u>
<u>11. 家具、インテリア用品の小売、卸売及びリース業</u>	<u>14. 家具、インテリア用品の小売、卸売及びリース業</u>
<u>12. 自動車運送業及び海外旅行、国内旅行の仲介・斡旋業</u>	<u>15. 自動車運送業及び海外旅行、国内旅行の仲介・斡旋業</u>
<u>13. 不動産の賃貸、売買、仲介及び駐車場の経営</u>	<u>16. 不動産の賃貸、売買、仲介及び駐車場の経営</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>14. 損害保険の代理業務</u> <u>15. 前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>第3条～第4条（条文省略）</p> <p>（公告方法） 第5条 当会社の公告方法は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第6条～第25条（条文省略）</p> <p>（損害賠償責任の一部免除） 第26条（条文省略） 2. 当会社は、<u>社外取締役、社外監査役及び会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、社外取締役、社外監査役及び会計監査人共に2百万円以上であらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第27条～第31条（条文省略）</p>	<p><u>17. 損害保険の代理業務</u> <u>18. 前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>第3条～第4条（現行どおり）</p> <p>（公告方法） 第5条 当会社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>第6条～第25条（現行どおり）</p> <p>（損害賠償責任の一部免除） 第26条（現行どおり） 2. 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、監査役及び会計監査人との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第27条～第31条（現行どおり）</p>

3. 効力発生日

平成30年5月22日

以 上